

## 第 14 回全国通関士模試 差し替え訂正ページについてご案内

日本関税協会 教育セミナーグループ

8月25日に実施致しました第14回全国通関士模試につきまして、第1科目通関業法の問題冊子、解答冊子に一部誤りがございました。試験会場において訂正ペーパー等により周知させて戴いたところですが受験生の皆様には大変ご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ございません。あらためて訂正してお詫び申し上げます。

訂正がございます通関業法 5 ページならびに、解答冊子 3 ページ、36 ページにつきましては、必要があれば以下、個別の PDF をご参照の上、それぞれ差し替えて戴くよう御願ひ致します。

なおいづれの訂正も採点結果への影響はございませんので、ご安心下さい。

(※次ページ以降の **訂正版** は通関士模試実施会場にて告知された訂正箇所・訂正紙と同一です)

### 通関業法 問題冊子

頁	正	誤
5	選択肢 15[その身分を示す証票]の[その]を削除	
	身分を示す証票	<u>その</u> 身分を示す証票

### 解答解説冊子

頁	正	誤
3	第 8 問 (変更等の届出) の答えを変更 (設問に合わせました)	
	正解 <u>1、5</u> ※「誤っているものはどれか」という設問に合わせ、誤った選択肢を正解として解答を訂正いたします。解説記述内容には訂正はありません。	正解 <u>2、3、4</u> ※「誤っているものはどれか」という設問に対し、正しい選択肢を正解として解答冊子に掲載しておりました。記述内容には訂正はありません。
36	第 10 問 (課税価格の計算) 解説内記述を訂正	
	6 輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠等であって <u>本邦において開発されたものを購入して無償等で売手に提供した場合に...</u>	6 輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって <u>本邦以外において (外国において) 開発されたものを購入して無償等で売手に提供した場合に...</u>

## 訂正版

\*下線部が訂正箇所です。

第5問 次の記述は、通関業法第38条に規定する報告の徴取等に関するものであるが、( )に入れるべき最も適切な語句を下記の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、通関業者から報告を徴し、又は税関職員をして通関業者に質問させ、若しくはその業務に関する帳簿書類(( イ )を含む。)を検査させることができる。
- 2 税関職員は、質問又は検査をする場合には、その( ロ )を携帯し、( ハ )があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 税関職員による質問又は検査の( ニ )は、( ホ )のために認められたものと解してはならない。

- |          |       |          |         |       |
|----------|-------|----------|---------|-------|
| ①関係者の請求  | ②権限   | ③裁判所の許可状 | ④事後調査   | ⑤職責   |
| ⑥税関長の命令書 | ⑦税務調査 | ⑧輸出入者の申出 | ⑨税関長の指示 | ⑩通関書類 |
| ⑪電磁的記録   | ⑫任務   | ⑬犯罪捜査    | ⑭不服申立書  |       |
| ⑮身分を示す証票 |       |          |         |       |

第6問 次の記述は、通関業の許可に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者である法人の分割により新たに設立された法人が当該分割をする前の法人の通関業の全部を承継した場合であっても、新たに通関業の許可を受けなければならない。
- 2 税関長は、通関業の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、当該許可を受けた者に許可証を交付することとされている。
- 3 税関長は、通関業の許可の申請に対して許可をしない場合には、審査委員の意見を聞かなければならない。
- 4 通関業の許可申請書には、通関業務を行おうとする営業所ごとに置こうとする通関士の数及び従業者の数を記載しなければならない。
- 5 通関業の許可を受けようとする者は、税関長に提出する許可申請書に通関士となるべき者その他の通関業務の従業者の名簿及びこれらの者の履歴書を添付しなければならない。

第7問 次の記述は、通関業法第6条に規定する通関業の許可の欠格事由に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 破産した後に復権を得た者であって、当該復権を得た日から2年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない。
- 2 港湾運送事業法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者であって、その刑の執行を終わった日から2年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない。
- 3 関税法第108条の4(輸出してはならない貨物を輸出する罪)の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者であって、その刑の執行を終わった日から2年を経過したものは、通関業の許可を受けることができる。
- 4 正当な理由がなくて特例申告書をその提出期限までに提出しなかったことにより罰金の刑に処せられた者は、その刑の執行を終わった日から2年を経過しないものであっても、通関業の許可を受けることができる。
- 5 不正の行為により所得税を免れ罰金の刑に処された者であって、その刑の執行を終わった日から3年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない。

\*下線部が訂正箇所です。

**正解 1、5****解説****(誤=1、5)**

- 1 通関業務を行う営業所の責任者の氏名に変更があった場合には、遅滞なくその旨を税関長に届け出なければならないこととされています(同法第12条第1号、第4条第1項第3号)。
- 5 通関業者の役員が薬事法の規定に違反して罰金の刑に処せられたとしても通関業法第6条に規定する欠格事由に該当することはありません。したがって、税関長にその旨を届け出る必要はありません。

**(正=2、3、4)**

- 2 許可申請事項の変更の届出は、本来は許可に係る税関長に対してしなければならないこととされています(通関業法第12条)が、その届出(同法第4条第1項第1号(通関業者の氏名、住所等)又は第5号(通関業以外の事業の種類)に掲げる事項に係るものに限る。)を二以上の税関長に対して行うときは、運用上の措置として、当該二以上の税関長のいずれか一の税関長に対して行うことができることとされています(同法第12条第1号、同法基本通達12-1の(3))。
- 3 通関業者の役員の住所に変更があった場合には、遅滞なくその旨を税関長に届け出なければならないこととされています(同法第12条第1号、第4条第1項第1号)。
- 4 通関業の許可に付された貨物限定の条件を変更しようとするときは、許可条件変更申請を行い、税関長の「許可条件変更書」の交付を受けるものとされています(同法基本通達3-7)。

**第9問(通関士の資格の喪失)**

通関士がその資格を喪失する事由について問う問題です。通関士は、通関業者の欠格事由(通関業法第6条)に該当するに至ったときも、その資格を喪失するものとされていますので、比較しながら理解すると効果的です。

**正解 2、5****解説****(該当=2、5)**

- 2 通関士が、その通関業者の他の税関の管轄区域内にある営業所の通関士として異動した場合には、確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなるため、通関士ではなくなります(通関業法第32条第1号)。  
なお、異動後の営業所において通関士という名称を用いて通関業務に従事する場合には、改めて税関長の確認を受けることが必要です。
- 5 通関業者が、偽りその他不正の行為により、税関長の判断を誤らせて、その確認を受けたことが判明した場合には、その通関士は、通関士でなくなるものとされています(同法第32条第4号)。

**(非該当=1、3、4)**

- 1 通関士が疾病により長期にわたって通関業務に従事することができないこととなった場合であっても、通関士としてその職にある限り、通関業法第32条第1号に規定する「通関業務に従事しないこととなったとき」には該当しないものとされています(同法第32条第1号、同法基本通達32-1の(2))。
- 3 通関士が懲戒処分を受けた場合であっても、通関業務に従事することを2年間禁止する旨の懲戒処分を受けたときを除き、通関士でなくなることはありません(同法第32条第2号)。
- 4 通関士は、関税法第108条の4から第112条まで(輸出してはならない貨物を輸出する罪等)の規定に該当する違反行為をして通告処分を受けた場合には、通関士でなくなるものとされています(同法第32条第2号、第6条4号イ)。

しかし、関税法第116条に規定する重大な過失により偽った申告をする等の罪に該当する違反行為をして通告処分を受けたとしても、上記の各条に該当する違反行為をして当該処分を受けたわけではないので、通関士でなくなることはありません(同法基本通達6-1)。

## 第10問 (課税価格の計算)

課税価格の計算を正確に行うことができるかを問うものです。

**正解** 14,814,190円 (マーク: 14814190)

## 解説

(注) カッコ内の数字は設問の番号です。

- 1 仕入書価格 (FOB 価格) (2) 9,841,000円 …………… ①
- 2 無償提供した金型の購入調達及び提供に要した費用 (3-①、②)  
 金型の購入調達費用1,163,300円 + 提供費用79,700円 = 1,243,000円 …………… ②  
 買手が輸入取引により輸入する貨物の生産に必要な金型を無償で提供した場合には、当該金型の調達に要した費用及びその提供に要した費用を当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません (関税率法第4条第1項第3号ロ、同法施行令第1条の5第2項)。  
 この場合において、買手が無償で提供した金型を、買手と特殊関係にある者から購入調達して提供した場合には、その実際に購入調達に要した費用ではなく、当該金型の生産費 (製造原価) をカー・ナビゲーションの課税価格に算入しなければならないこととされています (同法施行令第1条の5第2項第1号)。  
 なお、買手が無償で提供した金型は、当該輸入貨物の生産後に売手によって廃棄されるので、その購入調達費用及び提供費用の全額を一度に算入しなければなりません。
- 3 売手のために行う「売手が第三者に負っている債務の全部又は一部の肩代り弁済 (4-①)」  
 2,500,000円 …………… ③  
 買手が、輸入取引の条件として売手のために仕入書に記載された貨物代金等とは別途に「売手が第三者に負っている債務の全部又は一部の肩代り弁済 (支払) を行う場合」には、その支払は、売手に対する貨物代金の間接的な支払であり、その肩代り弁済 (支払) 額は現実支払価格を構成するので、当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません (同法第4条第1項本文、同法基本通達4-2の2-(1))。
- 4 仕入書価格とは別に支払う2年間の保証料 (4-②) 仕入書価格9,841,000円 × 5% = 492,050円 … ④  
 売手が輸入貨物の保証料を買手に対して仕入書価格とは別に請求し、買手が当該保証料を支払う場合には、当該保証料は、現実支払価格を構成するので、該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません (同法第4条第1項本文、同法基本通達4-2の4-(1)後段)。
- 5 輸入取引の仲介者に支払う仲介料 (4-③) 仕入書価格9,841,000円 × 4% = 393,640円 …………… ⑤  
 買手と売手のために、輸入取引の成立のための仲介業務を行った者 (仲介者) に対して、買手が負担する手数料は、当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません (同法第4条第1項第2号イ、同法基本通達4-9-(2)-イ)。
- 6 本邦において開発されたデザインの購入及び売手への提供 (4-④) 不算入  
輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦において開発されたものを購入して無償等で売手に提供した場合には、当該技術等に係る契約が締結された場所、作成者の国籍は問わず、当該技術等の購入及び提供の費用は、当該輸入貨物の課税価格に算入してはなりません (同法第4条第1項第3号ニ、同法施行令第1条の5第3項)。
- 7 本邦におけるカー・ナビゲーターの広告宣伝の費用 (4-⑤) 不算入  
 買手が自己のために行う輸入貨物の広告宣伝活動の費用は、例えば売手の利益になる (費用の効果が売手に及ぶ) と認められる活動の費用等であっても、売手に対する間接的な支払とはみなされず、また、関税率法第4条第1項各号に規定する加算要素の費用にも該当しないので、当該輸入貨物の課税価格に算入してはなりません (同法基本通達4-2-(4))。
- 8 航空運賃特例の適用 = 船舶運送運賃等の算入 (5) 344,500円 …………… ⑥  
 輸入貨物が航空機により運送された場合には、その航空機により運送したことにより実際に要した輸入港までの航空運賃等を当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません (同法第4条第1項第1号)。  
 しかし、当初、船舶運送により運送されるものとされていた貨物が、輸入者の責めに帰すことができない理由により本邦への到着が遅延するおそれがあるため、「輸入者以外の者 (輸出者)」が「航空運賃等を負担する」することにより運送された場合には、特例として、航空運賃を当該貨物の課税価格に算入することなく、通常の運送方法である船舶により輸入港まで運送される場合の運賃等を当該輸入貨物の課税価格に算入します (同法第4条の6第1項、同法施行令第1条の12第1項、第2項第6号～第7号)。  
 なお、この場合において課税価格に算入する運賃及び保険料は、当該輸入貨物を運送するために当初手配された運送方法に係る運賃及び保険料の額とされています (同法基本通達4の6-1-(1))。
- 9 合計 (課税価格) ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ = 14,814,190円